

渋沢M I X利用規約

本施設の事務局は、ご利用様が円滑かつ適正に利用していただくための利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。

第1条 （本施設の管理・運営）

1. 本施設の運営組織は、本施設を埼玉県から受託運営する渋沢M I X運営事務局（以下「事務局」といいます。）とします。
2. 本施設の運営方針は、別途定めるとおりとし、事務局は当該方針に沿って本施設の管理・運営を行うものとします。
3. 事務局は、あらゆる訪問者について、本条第2項の方針の趣旨に合致していないと判断した場合には、本施設への立ち入りをお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。
4. 本規約は、本施設のあらゆる利用者に適用されるものとします。

第2条 （定義）

1. 「本施設」とは、埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番18ekism
さいたま新都心5階に所在する渋沢M I Xをいいます。
2. 「ご利用者様」とは、本施設を利用するあらゆる訪問者をいいます。

第3条 （本規約等の追加変更）

1. 事務局は、個別のサービス毎に規約や利用上の注意等（本施設の Web サイト等に掲載されたものを含みます。）の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先されます。
2. 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、事務局の裁量にて本規約および諸規程を随時変更できるものとします。
 - (1) 本規約および諸規程の変更が、ご利用者様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約および諸規程の変更が、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
3. 事務局は、本規約および諸規程を変更した場合、本施設の Web サイトで告知するものとします。
4. 本施設の Web サイト等に変更後の本規約および諸規程を掲載した後に、本施設を利用したご利用者様は、当該変更に同意したものとします。

第4条 （本施設の開館時間および利用料）

1. 本施設の開館時間は、以下に定めるとおりとします。なお、開館時間の変更を行う場合、事務局はご利用者様に対し、本施設への掲示または本施設の Web サイト上でその旨を告知するものとします。
 - (1) 平 日：１０時～２１時
 - (2) 土曜日：１０時～１８時
2. 本施設の定休日は、以下に定めるとおりとします。なお、やむを得ない事情により定休日以外の閉館日を設ける場合、事務局はご利用者様に対し、本施設への掲示または本施設の Web サイト上でその旨を告知するものとします。
 - (1) 日曜日
 - (2) 祝日
 - (3) 夏期および年末年始（別途事務局が定めるものとします。）
3. 事務局は、第１条第２項の運営方針を踏まえ、本施設の利用区分（以下「利用区分」といいます。）を定めるものとします。
4. 第１条第２項の運営方針を踏まえ、ご利用者様の受益者負担とすべきサービスに関して、ご利用者様は、利用区分に従い、本サービスを利用することができるものとします。また、ご利用者様は事務局に対し、利用区分ごとに必要に応じて事務局が定める利用料（以下「利用料」といいます。）を支払うものとします。なお、当該支払は、事務局が別途定める方法によるものとします。
5. 事務局は、第１条第２項の運営方針を踏まえ、利用区分に応じて、別途定める方法により、ご利用者様の審査を行うことができるものとします。なお、当該判断は事務局の裁量で行われるものとし、希望者は審査結果に対して一切の異議を申し立てることはできません。

第5条 （インターネット環境提供サービス）

1. 事務局は、ご利用者様に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします（以下「インターネット環境提供サービス」といいます。）。
2. ご利用者様が事務局の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次の各号のトラブル等については、事務局は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報および機密情報の漏えい
 - (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセスおよび改変

(7) その他前各号に関連するトラブル等

3. 事務局は、業務上必要であると認める場合またはやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. 事務局がご利用者様に対し、原因の如何および帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これによりご利用者様に損害が生じた場合でも、ご利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。

第6条 （コピー機利用サービス）

1. ご利用者様は、本施設内に設置されたコピー機（以下「コピー機」といいます。）を、事務局が定める方法に従い利用することができます。
2. ご利用者様は、コピー機を利用する場合、事務局が定めるコピー機利用料を支払うものとします。
3. ご利用者様は、故意、過失によりコピー機を毀損、汚損、紛失した場合、その損害を賠償するものとします。
4. ご利用者様がコピー機を利用するにあたり、ご利用者様の操作ミス、コピー機の利用不能、故障、その他事務局の責によらずコピー機が利用できなかったため、ご利用者様に損害が生じた場合でも、事務局はご利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。

第7条 （備品等）

1. ご利用者様は、事務局が保有する備品（以下「備品等」といいます。）の利用を希望する場合、事務局が定める方法に従い利用することができるものとします（申込の状況等によっては希望どおり貸出できない場合があります。）。
2. ご利用者様は、故意または過失により備品等を毀損、汚損、紛失した場合、その損害を賠償するものとします。
3. ご利用者様は、備品等を利用するにあたり、操作ミス、備品等の利用不能や故障、その他事務局の責によらずして備品等が利用できなかったことを原因として、ご利用者様に損害が生じた場合でも、その損害について事務局に賠償を請求することはできないものとします。

第8条 （専門人材による相談・マッチングサービス）

1. ご利用者様は、事務局が提供する専門人材による相談・マッチングサービス（以下「専門人材サービス」といいます。）の利用をする場合には、事務局が定めるところに従うものとします（申込の状況等によっては希望どおり利用できない場合があります。）。
2. ご利用者様は、専門人材サービスを自己の責任において利用するものとします。事務局は、専門人材サービスがご利用者様の特定の目的に適合すること、またその正確性・有

用性・完全性について、一切の保証を行いません。

3. ご利用者様は、専門人材サービスの利用に関連して第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、自己の費用負担と責任において対応および解決するものとします。

第9条 （残置物）

事務局は、ご利用者様の本施設の最終利用終了後 7 日経過後においても収去されない残置物については、事務局の判断で処分することができるものとします。

第10条 （禁止行為）

事務局は、ご利用者様が本施設の利用にあたり、本規約、諸規程および次の各号の定めいずれかに違反した場合（これら規約等に定めが無くとも、本施設の利用に際し、事務局または他のご利用者様に対する迷惑行為があると事務局が判断した場合も含みます。）に、違反の是正を求めたにも関わらず、相当期間内に当該ご利用者様がその違反を是正しないときには、当該ご利用者様に対し、本施設からの退去や今後の利用を禁止することができるものとします。また、当該ご利用者様は事務局に対して、事務局が被った損害相当額（直接的な損害のほか、間接的な損害や逸失利益を含みます。）を賠償するものとします。

- (1) 他のご利用者様に迷惑を及ぼしていると事務局が認めた行為
- (2) 本施設またはその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、本施設、他の利用者様および第三者に不安を覚えさせること
- (3) 本施設内での火器の取り扱い（喫煙を含みます。）
- (4) 本施設内への音、振動、臭気等を発し、他のご利用者様に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
- (5) 本施設の共用部分を占有することまたは物品を置くこと
- (6) 本施設内にて事務局の事前の承認を得ることなく営業行為、宗教活動および政治活動等を行うこと
- (7) 事務局および本施設の名誉または信用を傷つけること
- (8) 本施設内に居住または宿泊すること
- (9) 本施設が入居する施設の利用者等に迷惑をかけること、規約等に違反すること
- (10) その他、事務局が不適切と判断する行為または事業を行うこと

第11条 （免責）

事務局は、本施設の運営に関して故意または重大な過失がない限り、ご利用者様に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第12条 （反社会的勢力排除）

1. ご利用者様は、自らおよび同伴のご利用者様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ご利用者様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
3. 前項に定める解除は、事務局からご利用者様に対する損害賠償請求を妨げません。

第13条 （不可抗力）

天変地異、法令およびこれに準ずる諸規程の改廃・制定、公権力による処分・命令、輸送機関もしくは倉庫業者の保管中の事故、通信回線の事故、仕入先の債務不履行、感染症の流行、食中毒等の疾病、本施設内での怪我その他事務局の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、本施設の業務が停止した場合、これにより利用者に損害が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第14条 （業務の休止）

1. 事務局は、下記の事項に該当する場合には、ご利用者様に通知することなく本施設の業務の全部または一部の提供を休止することができます。
 - (1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと事務局が判断

した場合

- (2) 本施設が存する建物の定期点検等が行われる場合
 - (3) 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
 - (4) 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他事務局の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、業務遂行が不可能となった場合
 - (5) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) その他、事務局が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 事務局が、前項の規定に従い業務を休止する場合、ご利用者様は事務局に対し、当該業務の休止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求はできないものとします。

第15条 （損害賠償）

ご利用者様は、本施設の利用に際し、もっぱら自己の責に帰すべき事由により事務局、他のご利用者様に損害を与えた場合には、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、事務局には一切迷惑をかけないものとします。

第16条 （個人情報）

事務局が知り得たご利用者様の個人情報（以下「個人情報」といいます。）については、渋沢MIXプライバシーポリシーおよび個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

第17条 （その他）

- 1. 事務局は、広報活動に使用することを目的として、本施設内の風景等を撮影することができるものとします。なお、当該撮影時においてはご利用者様プライバシーに十分配慮するものとします。
- 2. ご利用者様は、本施設の利用に際して、本施設指定のレイアウトを変更した場合には、ご利用者様自らにおいて、利用終了時までには原状回復をするものとします。
- 3. ご利用者様は、本施設の所在地、電話番号等を、自らの所在地、電話番号等として、名刺、チラシ、パンフレットおよびホームページ等に表記することはできません。
- 4. 本施設内でのご利用者様の物品の管理は、ご利用者様自身の判断と責任の下で行うものとし、事務局は、当該物品（貸ロッカー内の物品を含みます。）について、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとします。

第18条 （協議事項）

本規約の解釈に疑義が生じ、または本規約に定めのない事由が生じたときは、事務局お

よびご利用者様は、誠実に協議の上、解決するものとします。

第19条 （準拠法等）

1. 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
2. 本規約に関する一切の訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【付則】

1. 本規約は、2025年7月8日から施行するものとします。
2. 本規約の改定は、必要に応じて事務局が行うものとします。
3. 本規約の施行に関し、必要な事項は事務局が別に定めます。